

鹿児島市成年後見センターのご案内

成年後見センターでは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、自分らしく安心して暮らすことができるよう「成年後見制度」に関する相談や、制度の利用支援を行います。

「成年後見制度」とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結などを、家庭裁判所で選任された成年後見人等が本人に代わって行うことで本人を保護し、支援をする制度です。

もの忘れなど判断能力に不安がある方について このような不安やお困りごとはありませんか？

お金・財産の管理に関すること。

- ・もの忘れのため、自分でお金の管理ができない。
- ・訪問販売や悪質商法の被害にあった、被害にあわないか心配である。
- ・年金が本人のために使われていない。

医療・福祉サービスの利用・契約に関すること。

- ・介護サービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- ・施設の入所を考えているが、1人で決めることが不安である。

将来に対する不安に関すること。

- ・自分に何かあったときに、障害のある子の生活が心配である。
- ・身寄りがないので、今後のことが心配である。

成年後見制度の利用に関すること。

- ・成年後見制度はどのようなときに利用するものか知りたい。
- ・成年後見制度を利用したいが、どのような手続きをすればよいか知りたい。



このようなときは、成年後見センターにご相談ください

成年後見センターでは、次のような業務を行います。
お気軽にセンターに、お問い合わせください。

成年後見制度に関する相談・手続の支援

成年後見センターの相談員が、成年後見制度の説明や利用手続の助言などの成年後見制度に関する相談に電話・面談・訪問で応じます。



相談の場所	鹿児島市成年後見センター（かごしま市民福祉プラザ4階）
相談時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※面談による相談は、月・水・金曜日に行います。
電話相談	TEL 099-210-7073

専門相談（専門家によるアドバイス）

法律的な知識や判断が必要な成年後見制度に関する相談について、弁護士又は司法書士が面談で応じます。

事前に相談員が相談内容をお伺いし、専門相談が必要と認められる方について予約を受け付け、日時を決めて成年後見センターに来ていただきます。

相談の場所	鹿児島市成年後見センター（かごしま市民福祉プラザ4階）
相談時間	第2・4水曜日 午後2時から午後4時まで（要予約） ※相談員による相談で予約をされた方が対象です。

成年後見制度の広報啓発

成年後見制度をより多くの皆様に知っていただくため、講演会や講座等を開催します。

また、市民の皆様がさまざまな集まりで成年後見制度の勉強会・研修会等を開催される場合に、センターの相談員を講師として派遣します。



成年後見制度 Q & A

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の役割は何ですか？

- ・成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人等のできないことは何ですか？

- ・成年後見人等の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、次のようなことはできません。
一身専属的なこと（遺言など）、身分行為（婚姻、離婚、養子縁組など）、医療行為の同意（手術の同意など）、本人の債務の保証人になること、身柄を引き取ること（身元保証人となること）、食事の世話や実際の介護 など

法定後見制度の申立手続や制度の利用に、どのくらいの費用がかかりますか？

- ・申立手続に必要な費用
申立手数料、登記手数料、郵便切手、戸籍謄本や診断書などの取得に必要な費用として1万5千円程度必要です。このほか、本人の判断能力について鑑定が必要な場合は、鑑定料が5万円～10万円程度必要です。
- ・成年後見人等の報酬
成年後見人等からの報酬付与の申立てに基づき成年後見人等の活動内容、本人の収入や資力を勘案し、家庭裁判所が決定した報酬額を成年後見人等に支払います。

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

- ・本人が必要とする支援の内容に応じて、本人の親族以外にも、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任される場合があります。
- ・申立人が希望する人が選任されるとは限りません。また、希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、成年後見人等の選任に関しては不服を申し立てることができません。

成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

- ・申立てのきっかけになった事務手続が終わったとしても、本人の判断能力が回復したり、亡くなるまで、成年後見人等の仕事は続きます。（制度の利用を途中でやめることはできません。）
- ・成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、正当な事由がある場合に限られます。

成年後見の申立てをする人がいない場合は、どうすればよいですか？

- ・制度を利用するためには、通常、本人、配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に申立てを行います。
- ・身寄りがいない、親族の協力が得られないなどの理由で申立てをする人がいない場合は、市町村長が申立てをすることができます。

鹿児島市成年後見センター

開所日時

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで
※面談による相談は、月・水・金曜日に行います。
(日曜日、土曜日、祝・休日、12月29日～1月3日は休み)

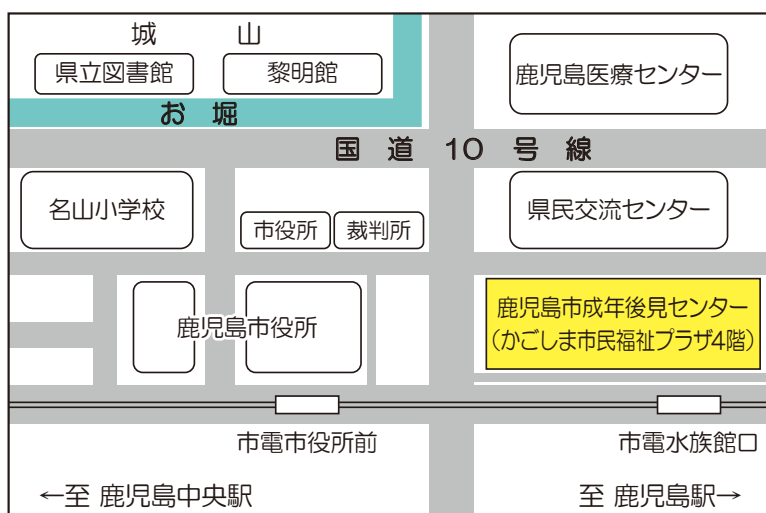
連絡先

TEL 099-210-7073 (直通)
FAX 099-210-7103

所在地

〒892-0816
鹿児島市山下町15番1号
かごしま市民福祉プラザ4階 (鹿児島市社会福祉協議会本部内)

※鹿児島市成年後見センターは、鹿児島市から委託を受けて、鹿児島市社会福祉協議会が運営しています。



※「成年後見センター」はこの建物の4階です。

アクセス

- ・市電「市役所前」電停から 徒歩約4分、「水族館口」電停から 徒歩約4分
 - ・JR「鹿児島駅」から 徒歩約10分
 - ・バス「市役所前」バス停から 徒歩約5分、「水族館口」バス停から 徒歩約3分
- ※駐車場は、かごしま市民福祉プラザ地階駐車場をご利用ください。